

調査の概要

1 調査の目的

経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること、並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的に実施するもの。

2 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施

3 調査期日

平成26年7月1日現在

4 調査の対象

調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所・企業について実施

- (1) 日本標準産業分類大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- (3) 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- (4) 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

5 調査事項

巻末調査票様式を参照

6 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、以下のとおり実施

(1) 甲調査（民営事業所）

ア 調査員調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、イにおける特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより実施

イ 総務省、都道府県、市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省が郵送、収集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により実施

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は総務省が郵送、収集は総務省がオンライン又は郵送により実施

① 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数30人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

② 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（①及び③に掲げるものを除く。）

③ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業の事業所（①に掲げるものを除く。）

(2) 乙調査（国及び地方公共団体の事業所）

国及び地方公共団体の事業所が対象

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、収集を実施

7 その他留意事項

- (1) この結果書の数値は、事業内容等が不詳の事業所を除く。
- (2) 経理事項は平成25年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成26年7月1日現在の数値
- (3) 単位未満の数値は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(4) 統計表中の符号の用法は次のとおり。

- 「－」 … 該当数値のないもの
- 「0」、「0.0」 … 端数四捨五入による単位未満のもの
- 「…」 … 該当数値が不詳又は不明であるもの
- 「X」 … 1又は2の事業所（企業）に関する数値であるため、これをこのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれのため秘匿した箇所
また、3以上の事業所（企業）に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所「X」で表記